

## 第1章 計画策定の背景と目的



## 第1章 計画策定の背景と目的

### 1-1 背景と目的

本市は、昭和40年代前半から50年代にかけて大規模住宅団地の開発が行われ、人口急増を伴いながら集中的に公共施設を整備してきました。しかし、団地の開発後約60年が経過した現在では、急速に高齢化が進行するとともに公共施設等の老朽化も進んでおり、これから一斉に大規模改修や更新の時期を迎えようとしています。

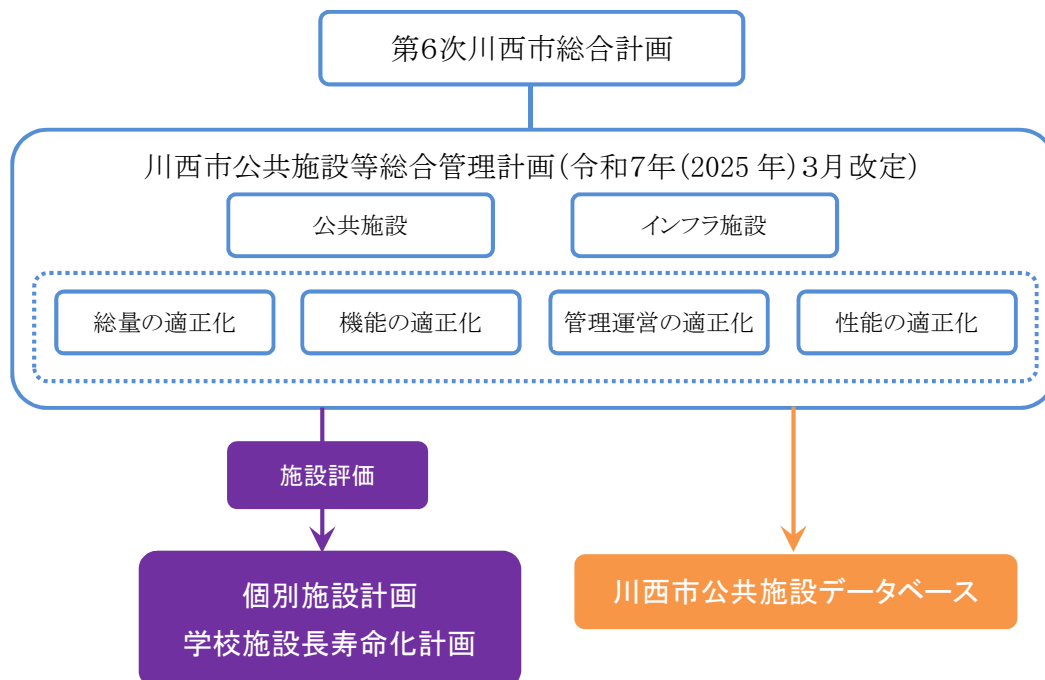
今後においては、急速に進行する少子高齢化・人口減少や財政状況等を踏まえながら、長期的な視点をもって計画的に施設の更新や統合・廃止等を進めていく必要があります。

そのような背景から、本市における公共施設等の適正配置や効果的・効率的な運営の方向性を示すべく、平成28年（2016年）11月に「川西市公共施設等総合管理計画」（以下、「公共施設等総合管理計画」という。）を策定しました。公共施設等総合管理計画に基づく施設ごとの取り組み方針等を示す「個別施設計画編」を平成30年（2018年）3月に、「学校施設長寿命化計画編」を令和2年（2020年）3月に策定しました。今回、公共施設等総合管理計画を令和7年（2025年）3月に改定したことを踏まえ、個別施設計画及び学校施設長寿命化計画を改定するものです。

### 1-2 計画の位置づけ

個別施設計画・学校施設長寿命化計画は、上位計画である公共施設等総合管理計画の内容に即し、他の関連計画や財政運営との整合を図ります。

【図表 個別施設計画・学校施設長寿命化計画の位置づけ】



### 1-3 計画の対象施設

公共施設を個別施設計画・学校施設長寿命化計画の対象とします。

但し、無償貸与している自治会館・集会所など基本的に「市が直接運営していない施設」や倉庫・公園トイレ等の「小規模施設」については対象から除きます。

なお、道路・橋梁等のインフラ施設、総合医療センターや上水道・下水道の公営企業施設については、関係省庁の行動計画や策定指針等を踏まえるとともに、本市の公共施設等総合管理計画の内容に即しながら、対応しています（具体的には下表⑪⑫⑬⑭の施設区分が該当）。

※「市が直接運営していない施設」のうち、業務委託又は指定管理者制度を導入している施設は対象に含めます。

※（旧）分庁舎など、令和 4 年度までに廃止している施設については、今後における利活用等の方向性を示す必要があることから対象に含めますが、第 6 章の「施設評価」の対象からは除きます。

【図表 施設の区分 ※●(黒丸)が本計画の対象区分】

| 公 共 施 設 等  |                   |         |          |
|------------|-------------------|---------|----------|
| 公共施設（ハコモノ） |                   |         | インフラ施設   |
| ①行政系施設     | ⑤保健・福祉施設          | ⑨供給処理施設 | ⑫道路・橋梁   |
| ②学校教育系施設   | ⑥子育て支援施設          | ⑩その他施設  | ⑬公園（遊具等） |
| ③社会教育系施設   | ⑦スポーツ・レクリエーション系施設 | ⑪市立病院   | ⑭上水道・下水道 |
| ④市民文化系施設   | ⑧公営住宅             |         |          |

公営企業施設

### 1-4 計画の対象期間

個別施設計画・学校施設長寿命化計画の期間は、原則 8 年間として設定します。

なお、社会情勢や本市の政策動向等によって公共施設等を取り巻く環境は変化し得るため、市の最上位計画である総合計画の改定時期を目安として、計画内容の見直しを適宜行います。

【図表 計画期間】

